



金 沢 市 公 報

第 2 7 8 5 号

平成26年(2014年)1月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
平成25年告示第79号(金沢市自転車等駐車場 条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指 定について)の一部改正について (")	3
町及び字の区域並びに町の名称の変更並びに 字の区域の廃止について (市民協働推進課)	3
字の区域の廃止について (")	5
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (")	5
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	5
身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定の辞退について (")	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について (")	7

平成9年告示第232号(金沢市営住宅条例の 規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定 めたことについて)の一部改正について (市営住宅課)	7
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業振興課)	7
予防接種を行うことについて (健康総務課)	7
土地区画整理事業の換地処分について (市街地再生課)	9
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	9
開発行為に関する工事の完了について (")	10
農業委員会告示	
平成26年第1回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	10
公営企業告示	
公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課)	11

告 示

●金沢市告示第7号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月21日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
金沢市営金沢駅原付バイク駐車場
金沢市営金沢駅東自転車駐車場
金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
金沢市営本町2丁目自転車駐車場
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営鳴和第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 169台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成25年12月1日から同月31日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号
財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成26年1月21日から同年4月20日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第8号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	5台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
笠市町地内	自	転	車	1台
広坂2丁目地内	自	転	車	2台
三馬3丁目地内	自	転	車	7台
西念4丁目地内	自	転	車	1台
大豆田本町地内	自	転	車	1台
増泉2丁目地内	自	転	車	1台

池田町二番丁地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	2台
寺町1丁目地内	自 転 車	1台
下本多町六番丁地内	自 転 車	5台
森山2丁目地内	自 転 車	1台
小坂町中地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
湖陽2丁目地内	自 転 車	1台
武蔵町地内	自 転 車	1台
元町2丁目地内	自 転 車	1台
千木町地内	自 転 車	7台
上荒屋2丁目地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日
平成25年12月1日から同月31日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成26年1月21日から同年7月20日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第9号

平成25年告示第79号（金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について）の一部を次のように改正する。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

表中

金沢市営鳴和第1自転車 駐車場	金沢市大樋町41番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	を
金沢市営鳴和第1自転車 駐車場	金沢市大樋町41番地	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	平成25年4月1日から 平成26年1月31日まで	に

改める。

●金沢市告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、町及び字の区域並びに町の名称を変更し、並びに字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示し、平成26年1月22日から効力を有するものとしします。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

変更後の町及び字		左の区域に変更される従前の区域			
町	字	町	字	地 番	
無量寺4丁目		無量寺町	イ	24、47の1、47の2、48の1、48の2、71の1、71の2、72の1、72の2、96の1、96の2の各一部	

			1の2、2の2、3の2、3の3、4の2、5の2、6の2、7の2、8の2、9の2、10の2、12の1、12の2、14の1、14の2、15の1、15の2、16の1、16の2、17の1、17の2、18の1、18の2、19の1、19の2、20の1、20の2、21の1～21の4、22の1、22の2、23の1、23の2、25～33、34の1、34の2、35の1、35の2、36の1～36の3、37の1～37の3、38の1、38の2、39の1、39の2、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1、44の2、45の1、45の2、46の1、46の11、49の1、49の2、50の1、50の2、51の1、51の2、52の1、52の2、53の1、53の2、54の1、54の2、55の1、55の2、56の1、56の2、57の1、57の2、58の1、58の2、59の1、59の3、60の1～60の3、61の1、61の2、62の1、62の2、63の1、63の2、64の1、64の2、65の1、65の2、66の2、67の1、67の2、68の1、68の2、69の1、69の2、70の1、70の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1～80の5、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1～83の3、84の1、84の2、85の1～85の3、86の1、86の2、87の1、87の2、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1～90の4、91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2、94の1、94の2、95の1、95の2、501、502
	無量寺町	口	1の1、1の2、76、77、105の各一部 2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1～5の3、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1～8の4、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の2、12の1、12の2、13の1、13の2、26～37、38の2、39の3、40～51、64～71、72の1～72の3、73～75、78～89、92～100、101の1、101の2、102～104、501～511
	無量寺町	ホ	19～21、24の1の各一部 22の1、22の2、23の1、23の2、61の2、62の2
	畝田東4丁目		91の1
	鞍月3丁目		145の2、1005の2
	戸水2丁目		1039の2の一部
無量寺5丁目	無量寺町	イ	24、47の1、47の2、48の1、48の2、71の1、71の2、72の1、72の2、96の1、96の2の各一部
	無量寺町	口	1の1、1の2の各一部
	無量寺町	ハ	70の3、71の2、72の2、73の2、74の2、75の2、76の2、77の2、78の2、79の2、80の2
	無量寺町	ニ	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2、4の1、4の2、5の1、5の2、6の1、6の2、7の1、7の2、8の1、8の2、9の1、9の2、10の1、10の2、11の1、11の3、30の1、30の3、31の1、31の2、32の1、32の2、33の1、33の2、34の1、34の2、35の1～35の3、36の1、36の2、37の1、37の2、38の1、38の2、39の1～39の3、40の1、40の2、41の1、41の2、42の1、42の2、43の1、43の2、44の1、44の2、45の1、45の2、46の1、46の2、47の1、47の2、48の1、48の2、49の1、49の2、50の1、50の2、51の1、51の3、70の1、70の3、71の1、71の2、72の1、72の2、73の1、73の2、74の1、74の2、75の1、75の2、76の1、76の2、77の1、77の2、78の1、78の2、79の1、79の2、80の1、80の2、81の1、81の2、82の1、82の2、83の1、83の2、84の1、84の2、85の1、85の2、86の1、86の2、

				87の1、87の2、88の1、88の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の3
		無量寺町	ホ	19～21、24の1の各一部 11の1、12～18、24の2、25の1、25の2、26の1、26の2、27の1、27の2、28の1～28の3、29の1、29の2、30の1、30の2、31の1、31の2、32の1、32の3、52の3、53の2、54の2、55の2、56の2、57の2、58の2、58の3、59の2、60の2
無量寺町	八	無量寺町	口	1の1、1の2、76、77、105の各一部 38の1、38の3、38の4、39の1、39の2、39の4、39の5、106
		戸水2丁目		1039の2の一部

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、字の区域を廃止したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示し、平成26年1月22日から効力を有するものとします。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

字の区域を廃止する区域

町	字	地 番
河原市町	イ	59の2、61の2、94の2、100の2、164～166、174、182～188
	ホ	38の2、39の2、40の2、41の2、43の2、45の2、47の4、47の5、47の6、48の4、49の4、50の2、124、125、126の2、127
	ヘ	1の2、1の3、5の2、6の2、21の2、22の2、74の2、75の2、230～238、239の1、239の2、240～246、247の1、247の2、248、249の1、249の2、250の1、250の2、251～253、254の1、254の2、255～285

区域内に介在する道路、水路等の国有地及び市有地の全部を含む。

●金沢市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
海浜町会	代表者の氏名及び住所	杉原 雅宏 金沢市赤土町ワ47番地9	北川 正幸 金沢市赤土町ワ65番地2	平成26年1月1日

●金沢市告示第13号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所 在 地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	整形外科	新村 和也	平成25年12月24日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	宇野 将文	平成25年12月24日

金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地	小児科	井上 雅之	平成25年12月24日
石川勤労者医療協会 城北病院	金沢市京町20番3号	外科	古田 浩之	平成25年12月24日
石川勤労者医療協会 城北診療所	金沢市京町23番5号	外科	古田 浩之	平成25年12月24日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	眼科	清水 道春	平成25年12月24日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	リハビリテーション科	影近 謙治	平成25年12月24日
木島病院	金沢市松寺町子41番地1	整形外科	黒田 邦彦	平成25年12月24日

●金沢市告示第14号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を辞退する旨の届出があったので、金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)第2条の規定により告示します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	辞退年月日
金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号	内科	安部 俊男	平成25年8月5日
金沢春日ヶアセンター	金沢市元菊町20番1号	内科	島樋 茂	平成25年9月30日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	泌尿器科	高 栄哲	平成25年10月1日
木島病院	金沢市松寺町子41番地1	脳神経外科	木島 保	平成18年10月31日
金沢聖霊総合病院	金沢市長町1丁目5番30号	外科	小西 一朗	平成25年3月31日
宗広病院	金沢市桜町24番30号	整形外科	伊藤 貴明	平成25年11月15日
すずみが丘病院	金沢市もりの里3丁目76番地	内科	國見 一人	平成24年8月31日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	中村 健一	平成18年3月31日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	宗廣 鉄平	平成22年3月31日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	整形外科	田中 嘉雅	平成20年3月31日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	神経内科	山川祐賀子	平成23年3月31日
金沢西病院	金沢市駅西本町6丁目15番41号	眼科	山本ひろみ	平成20年3月31日
南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地	循環器科	渡部 秀人	平成23年3月31日
南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地	内科	瀬澤 英幸	平成24年9月30日
金沢こども医療福祉センター	金沢市吉原町口6番地2	整形外科	池淵香瑞美	平成25年8月31日
映寿会みらい病院	金沢市鞍月東1丁目9番地	内科	櫻田 倫子	平成21年6月15日
林病院	金沢市本町1丁目2番27号	内科	河村 洋一	平成22年7月27日
てらなかクリニック	金沢市金石本町イ27番地	外科	寺中 正昭	平成25年11月18日
いずみの耳鼻咽喉科医院	金沢市泉野出町3丁目1番28号	耳鼻咽喉科	捨田利 廉	平成25年11月15日
南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地	外科	桜井 拓	平成25年9月30日
大場医院	金沢市三馬1丁目400番地	整形外科	大場 昭	平成25年1月31日
多留内科クリニック	金沢市若草町5番12号	内科	多留 淳文	平成18年12月31日
青木眼科医院	金沢市石引2丁目20番17号	眼科	青木 辰夫	平成18年12月29日
まえかわクリニック	金沢市有松5丁目8番26号	産婦人科	前川 道郎	平成25年4月30日
藤沢眼科医院	金沢市池田町四番丁8番地	眼科	藤沢 昭三	平成20年3月31日
牛村医院	金沢市野町2丁目2番12号	眼科	牛村 繁男	平成17年1月31日
西村医院	金沢市長土堀2丁目6番15号	内科	西村 功	平成24年3月1日
俵矢外科胃腸科医院	金沢市円光寺3丁目1番13号	胃腸科・外科	俵矢 勝二	平成22年12月30日
綿谷外科医院	金沢市寺町1丁目4番11号	外科	綿谷 一郎	平成25年11月12日
金沢大学附属病院	金沢市宝町13番1号	脳神経外科	濱田潤一郎	平成25年10月28日
春藤医院	金沢市広岡1丁目1番8号	内科・小児科	春藤 俊典	平成22年3月26日

大和外科	金沢市片町1丁目3番44号	外科	大和 一夫	平成24年9月11日
三宅医院	金沢市福久1丁目95番地	耳鼻咽喉科	三宅 史朗	平成23年4月3日
福島医院	金沢市円光寺2丁目5番20号	内科	福島 順二	平成14年5月21日
川北病院	金沢市野町1丁目3番55号	外科	川北 篤	平成22年3月16日
石倉医院	金沢市大額3丁目163番地	脳神経外科	石倉 彰	平成19年10月2日
木島脳神経外科医院	金沢市横川3丁目178番地	脳神経外科	木島 賢治	平成12年8月31日
石坂眼科医院	金沢市材木町2番15号	眼科	石坂 直人	平成23年2月16日
細川整形外科医院	金沢市笠舞本町1丁目6番23号	整形外科	細川外喜男	平成25年2月19日
松井眼科医院	金沢市寺町1丁目13番3号	眼科	松井 正作	平成18年1月6日
小池病院	金沢市大手町8番20号	内科・胃腸科・整形外科・外科	小池 留男	平成24年5月20日
杉原沼田クリニック	金沢市末町16の20番地1	内科	沼田 直吉	平成25年3月15日
伊藤病院	金沢市十三間町98番地	循環器科	磨伊 正義	平成20年7月29日
波多野整形外科医院	金沢市駅西本町1丁目3番12号	整形外科	波多野 茂	平成15年12月3日

●金沢市告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
あさぎ薬局	金沢市鳴和1丁目3番12号 桂ビル1F	平成26年1月1日

●金沢市告示第16号

平成9年告示第232号（金沢市営住宅条例の規定に基づき市営住宅に係る利便性係数を定めたことについて）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表緑住宅の項中「990戸」を「970戸」に、「210戸」を「230戸」に改める。

公 告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により、金沢農業振興地域整備計画を平成26年1月21日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の金沢農業振興地域整備計画書を金沢市農林局農業振興課において縦覧に供します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成26年1月21日から 同年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者 平成19年4月2日以後に生まれた者については、生後6月に達した者		
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上のもの		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
不活化ポリオ第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第

1期にあっては15歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあっては6歳に達するまで及びインフルエンザ菌b型にあっては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
三谷 裕介 小幡 美智	杉浦クリニック	金沢市光が丘3丁目268番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理事業の名称	施行者の名称	換地処分の年月日	換地処分の内容
金沢市無量寺第二土地区画整理事業	金沢市無量寺第二土地区画整理組合	平成25年12月11日	平成25年11月11日付け金沢市指令収市再第336号をもって認可した換地計画のとおり
金沢市河原市地区流通工業団地土地区画整理事業（第1工区）	金沢市	平成26年1月10日	平成25年12月19日付け金沢市指令収市再第389号をもって認可した換地計画のとおり

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第274号	平成26年 1月6日	6 - 12号線	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内21街区2番先	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内20街区1番先	118.8	6.0
第274号	平成26年 1月6日	6 - 13号線	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内16街区7番先	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内20街区1番先	127.0	6.0
第274号	平成26年 1月6日	6 - 14号線	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内18街区8番先	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内18街区1番先	93.4	6.0
第274号	平成26年 1月6日	6 - 15号線	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内18街区10番先	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内19街区4番2先	137.9	6.0
第274号	平成26年 1月6日	6 - 17号線	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内9 - 2街区1番先	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内9 - 1街区2番1先	87.8	6.0
第274号	平成26年 1月6日	6 - 18号線	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内3 - 2街区5番先	金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内3 - 2街区1番先	58.0	6.0

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年1月21日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市上中町ト13番、18番、19番、21番から23番まで、39番乙、42番、43番、46番から49番まで及び50番1	金沢市上中町イ67番2 石川療育センター内 社会福祉法人松原愛育会 理事長 柳下 道子	
金沢市北安江4丁目1640番1から1640番11まで、1641番及び1643番	金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発株式会社 代表取締役 中村 久雄	道路 金沢市北安江4丁目1640番4、1641番及び1643番 調整池 金沢市北安江4丁目1640番9
金沢市西念2丁目912番1から912番5まで	金沢市稚日野町北8番地 株式会社アシーズ 代表取締役 竹村 彰夫	道路 金沢市西念2丁目912番1
金沢市米泉町6丁目57番1及び58番1から58番5まで	金沢市八日市4丁目308番地 株式会社アイランドホーム 代表取締役 島畑 則子	道路 金沢市米泉町6丁目58番5
金沢市米泉町4丁目1番5及び1番14から1番29まで	金沢市畝田中2丁目93番地 株式会社ダイトク不動産 代表取締役 勘村 哲之	道路 金沢市米泉町4丁目1番5 調整池 金沢市米泉町4丁目1番14 水路 金沢市米泉町4丁目1番15

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成26年第1回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年1月21日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成26年1月29日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 平成26年事業計画（案）について
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第3号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成26年1月21日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年2月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 高柳町の一部
 - (2) 近岡町、副都心北部大友土地区画整理事業地、副都心北部大河端土地区画整理事業地及び副都心北部直江土地区画整理事業地の各一部
 - (3) 専光寺町の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

平成26年(2014年)1月21日 印刷
平成26年(2014年)1月21日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄